

消費税のインボイス制度導入に伴う
シルバー人材センターの安定的な運営に関する意見書

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公共的・公益的な団体であり、本市でも地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、働くことによる生きがいがづくりや健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化などに大きく貢献している。

現在、消費税は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1000 万円以下の者は納税義務が免除されており、センターの会員は免税対象の個人事業者に当たる。

令和 5 年 10 月から導入される、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度では、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行できないため、センターは仕入税額控除ができず、新たに預かり消費税分の納税義務が生じることとなる。

しかし、公益事業の実施を設置目的とするセンターの運営は、収支相償が原則であり新たな税負担のための財源はないため、当該制度の導入は、センターの運営に重大な支障をきたすおそれがある。

仮に、センターの税負担の財源を確保するため会員配分金を減額すれば、地域社会に貢献している高齢者のやる気や生きがいがそがれ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすことが懸念される。

よって国においては、センターと会員間の取引は一般の商取引とは異なることに鑑み、インボイス制度導入後も、センターの会員の少額な手取り額がさらに減少することがないように、会員配分金は当該制度の適用除外とするなど、センターの安定的な運営のための適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 0 月 1 2 日

静岡県富士市議会